

小學修身鑑補

卷五



K120.1

1

5

吉田利行編輯

版權所有

小學修身鑑補

魁玉堂藏版

小學修身鑑補卷五

吉田利行編

第一孝行

吉田利行編

孝ハ百行の本衆
善の始めなり

書

漢

河内國日下ノ里ニ樊ヲ業
トスル清セト云者アリ家貧
ニシテ早ク父ヲ喪ヒ獨母ト
居リシガ母ハ富人ノ家ノ乳
母タリシヲ以テ貪シキ世ヲ經テモ口服ノヲニ儉スル能
ハ然ルニ清セハ孝心深ク朝ニハ人ヨリモ早ク山ニ入

露光量調整、重複撮影

小學修身鑑補卷五

吉田利行編

ヨキ
ト
善の始めなり

一 孝ハ百行の本衆

一 河内國日下ノ里ニ樊ヲ業
トスル清ナト云者アリ家貪
ニシテ早ク父ヲ喪ヒ獨母ト

母タリシヲ以テ貪シキ世ヲ經テモ口服ノニニ儉スル能
ハ然ルニ清七ハ孝心深ク朝ニハ人ヨリモ早ク山ニ入

リタニハ後レテ歸り其間ニ
二人前ニ當ル薪ヲ採リ其一
人ニ當ル分ハ常ノ賄ニ充テ
一人前分ヲ以テ母ノ好ナル
食ヲ調ヘ常ニ乏シゲナク母

ヲモテナセリ

- (二) 若シ其身無禮不義ヲ行ヒテ父母ヲ憂ヘシメバ假令日
ニ味好キ口腹ノ養ヲ進ムトモ不孝ナルベシ初學訓
- (三) 父兄長上教督スル所アラバ但當ニ首ヲ低レテ聽受ス
ベシ妾ニ自ラ議論ス可カラズ畫業須知
- (三) 父母過アラバ氣ヲ下シ色ヲ怡バシ聲ヲ柔カニシテ以
テ諫メ諫メ若シ入ラザレバ敬ヲ起シ孝ヲ起シ説ベハ則

二 父母にハ溫和を

をん
ヤハラカ

家道訓

復諫ム禮記

龐氏鄰舍
ニ寄寓シ
テ姑ニ事
フル詰

三 父母の教誡に從

禮記

(三) 漢ノ姜詩ノ妻龐氏ハ貞順
ニシテ其姑ニ事フルト尤モ
謹メリ姑江水ヲ飲ムヲ好
メバ龐氏其勤勞ヲ憚カラズ
自ラ一里許ノ路ヲ行キ江水ヲ汲ミテ姑ニ奉ゼリ姑又魚
鱠ヲ嗜メバ姜詩夫妻常ニ魚鱠ヲ作リテ之ヲ供シ百事其
意ニ順適セントヲ務トセリ然ルニ姑尚些事ヲ以テ龐氏
ヲ怒リ姜詩ヲ責メテ之ヲ遣去セシメタリ龐氏鄰舍ニ寄
寓シ晝夜紡績セシ貨ヲ以テ珍羞ヲ市ヒ鄰母ニ託シテ其
意ヲ以テ自ラ之ヲ遺ラシム斯ノ如クスルト久シケレバ
姑之ヲ怪ミ問ヘリ鄰母乃對フルニ實ヲ以テセシカバ姑

慚感シテ龐氏ヲ召還セリ龐氏奉事スルト愈々篤ク以テ其歡心ヲ盡サシメタリト云フ

○凡ソ父母ノ身ヲ養フニハ飲食衣服居室器物ヲ不足ナク備フルニ在リ子タル者は是ヲ心ニ掛ケテ營ムベシ初學訓
四孫次郎ハ肥後山鹿湯町ノ人ニシテ世々鐵冶ヲ業トセシガ業拙クシテ行レズ窮匱殊ニ甚シ年五十二シテ未ダ娶ルト能ハズ父死シテ獨母ト居ル性至テ孝ニシテ體ニハ常ニ全衣ナシサレ庄供奉頗ル厚シ母酒ヲ嗜ム孫次郎少シク錢ヲ得レバ必沽テ之ヲ賣リテ錢ヲ取ラズ孫次郎

悦バズシテ曰ク是ノ如クバ是下吾母ヲ養フナリ我願クハ吾母ヲ養ヘント乃立去リテ他ニ沽フ後ニ酒家皆其意ヲ悟リ沽フ毎ニ價ヲ減シテ之ヲ賣リ又孫次郎鄉人ノ宴會ニ興カリテ肉アレバ必食セズ齋シ飯テ母ニ遺ル衆之ニ感ジ其肉ヲ食セズシテ更ニ之ニ與フ

其志に違はざ其耳トド

禮記

や。其心を樂ましめ

目を樂ましももく

又里中ニ温泉アリ母之ニ浴スルヲ喜ブ孫次郎常ニ背負ヒ往來セリ冬ハ己が身ヲ以テ母ノ衣ヲ温メ夏ハ母ノ枕ヲ扇ギ冬月寒夜ハ母ノ熟眠スルヲ待テ己が被ヲ加ヘ潛ニ出テ、温泉ニ浴シテ寒ヲ禦ギ黎明ニシテ飯ル母嘗テ曰ク汝年五十ニシテ而モ壯ナラズ我が亡セザルノ故ヲ

孫次郎母
ヲ負フテ
乗馬ノ狀
ヲナス活

以テ斯ノ如ク自ラ苦シムハ吾ガ安カラヌ所ナリト孫次郎曰ク吾資性頗ル健ナリ臂力最強シ久シク坐スルヲ好マズ行歩スレバ體ニ適ス况シヤ母ト行クニ何ノ樂カ之ニ如カン夫ノ士人ヲ觀ルニ出入ニ輿馬アリ我母ハ輿馬ナシ幸ニ一男アリテ強壯ナルト馬ニ過ギタリ今母之ニ乗ル何ノ羨ムトカアラト母ヲ負ヒテ出デ顧ミテ曰ク馬ノ疾徐ハ母ノ心ニ任セント或ハ趨リ或ハ止リ或ハ局促ノ狀ヲナシ或ハ蹠囁ノ勢ヲナス母乃大ニ笑ヒ觀ル者モ亦笑フサレ正感嘆セザルハナシ母疾メバ傍ヲ離レズ衣帶ヲ解カズ其欲スル所ヲ問ヒ力ヲ極メテ之ヲ辨ジ其衣衾ヲ洗濯シテ臭穢ヲ去リ介抱一トシテ至ラザルナシ其死スルニ及デ之ヲ野ニ葬リ號哭シテ去ラズ日々徃

テ哭ス里人爲メニ皆涙ヲ掩
フ國主細川氏之ヲ恤ミ俸ヲ
給シテ城府ニ置ケリ

五 齊ノ閔王出デ、遊ビシニ
百姓盡之ヲ觀ル獨宿瘤女ト
テ項ニ大ナル瘤アル女桑ヲ

採リテ觀ザリシカバ王怪デ問テ曰ク百姓ハ皆來リ見ルニ汝ノ視ザルハ何ノ故ゾト女對テ曰ク妾ハ父母ノ教ヲ受ケテ桑ヲ採レリ大王ヲ觀ヨトノ教ヲ受ケズト王曰ク賢女ナリト後車ニ命ジテ載セシノメントセシニ女曰ク父母家ニ在リ教ヲ受ケズシテ王ニ隨フハ是奔ルナリ王安ゾ用ヒ玉ハント閔王大ニ慙キ使ヲ遣シテ之ヲ聘シ立テ

に方を易ヘど復る

禮記

親老ぬれば出る

五
はう
ユクヰ

事	宿瘤女桑
ヲ摘ミ王	ヲ觀ザル

テ后トス后宮室ヲ卑クシ池澤ヲ填メ膳ヲ減ジ樂ヲ徹シ
ケレバ期月ノ間ニ德化鄰國ニマテ行ハレタリ
⑤父母年老テハ淋シキモノナレバ常ニ側ヲ離レヌ様ニ
スベシ和諧隣國

⑥一タビ失ヒテ再び得可カ
ラザル者ハ父母ナリ人ノ子
タル者は思ハゞ如何デ孝
心ヲ起サヅルベキ大意論衍義
⑥樹靜ナラント欲シテ風停
マズ子養ハント欲シテ親待
タズ韓詩外傳

六山田古嗣ハ越後ノ介益ノ

六のれあり曉深ホリツヨシ
く起きいで、
今ハつかへんたら

ちねむな

明倫
歌集

子ニシテ天性篤孝ナリ幼年ニシテ母ヲ喪ヒ從母ニ敬ヒ
事フ嘗テ韓詩外傳ヲ讀ンデ樹靜ナラント欲スレバ風止
マズ子養ハント欲スレバ親待タズト云フニ至リテ流涕
已マズ卷帙是か爲メニ沾濡セリ後キ父ノ憂ニ罹リ哀毀
又禮ニ過ギタリ仕ヘテ大外記ニ至ル承和十年出デ、阿
波介トナリ政績世ニ聞エタリ

七九ソ孝ノ道ハ父母存生ノ
間能ク事フルノミナラズ父
母死シテ後終ヲ慎ミテ葬リ
ヲ厚クシ速キヲ追ヒテ時節
ノ祭怠ル可カラズ又我身ヲ
終ルマデ父母ヲ思ヒ慕ヒテ

七死に事ふると生
に事ふるが如くそ

中庸

古嗣書ヲ
見テ流涕
スル事

志ル可カラズ 初學訓

丁蘭ノ木像ヲ供フルセシカ切ニ父母劬勞ノ恩ヲ思念シ其奉養ヲ得ザリシヲ語

漢ノ丁蘭幼ニシテ父母ヲ喪ヒ孤苦艱難シテ纔ニ成長
痛ミ乃木ヲ以テ雙親ノ像ヲ刻ミ朝夕ニ物ヲ供ヘ拜跪シ
テ之ニ事フルト猶生ケル父母ニ事フルガ如クセリ

第二作法

○言語ハ確正分明ナランヲ
ヲ要スペシ太ダ高クスルヲ勿レ太ダ低クスルヲ勿レ

自警編

要すべし 自警編

○言語は徐緩にし
て詳審ならんとを

ツマヒラカ

要すべし 自警編

○東漢ノ張堪矜嚴ニシテ禮ヲ好ミ坐作進退皆度アリ開室ニ處ルモ必容貌ヲ整ヘ妻子ニ遇スルト雖モ嚴君ノ如シ鄉黨ニ在ルモ言詳ニ色正シ是ヲ以テ人皆儀表トセリ初、左馮翊トナリ政化大ニ行ハレ後ニ郷里平陵ニ皈リシ時寺門ヲ望ミテ歩ス屬吏進テ曰ク公位尊シ宜ク自ラ輕ンズ可ラズト堪曰ク禮ニ公門ニ下リ路馬ニ式スト又孔子ノ鄉黨ニ於ル恂々如タリト父母ノ國ハ宜ク禮ヲ盡スベシ何ゾ輕ズト謂ハント愈々恭シ

○人ト論ズルニハ須ク容貌從容ニシテ言語温厚ナルベシ
シ灰シテ劇烈ナル可カラズ

紳瑜

二 高言誼闊し浮言

タカクモイヒガマシクサハキ

六

ヨリ

官

ト星多身監甫

卷之五

戯笑すべからず

童蒙須知

タハフレワラヒ

(三) 夫爭鬭スルハ其身ヲ忘ル者ナリ其親ヲ忘ル、者ナリ其君ヲ忘ル、者ナリ須臾ノ怒ヲ行テ爭鬭スルハ終身ノ過ナリ然ルニ乃チ之ヲ爲スハ是其身ヲ忘ル、ナリ苑説

(三) 群小兒ト群聚シ相戯レテ其服スル所ノ衣ヲ摔破ス可カラズ垢穢ニ親近シテ其淨潔ナルヲ汚染ス可カラズ

童子習

(三) 凡喧鬭争鬭の處には近づく可からず無益の事は爲す

可からず 同上

(四) 西諺曰。無益の爭論ハ勝つに益ある負けるに益あり

(五) 父母長上召す所あらば疾走一てすをむべ一舒緩にす

イサカヒ

タフニナラヌ

サギタキアヒウチアフ

(五) 亢子弟タル者ハ須ク尊長ノ事ニ勤勞スベシ自ラ尊長ノ態ヲナシテ安逸ヲ爲ス勿レ慎思錄

(五) 凡諸ノ卑幼事大小トナク専行スルヲ得ル、毋レ必家長ニ咨稟セヨ 司馬溫公

(五) 女子夫ノ家ニ行キテハ萬々ノ事舅姑ニ問テ其教ニマカスベシ 大學

(六) 入ト行走スル片ハ好路ヲ擇バ勿レ楊柳山遺属

(六) 很フニ勝ツヲ求ムル

小學修真錄補

卷之五

星 號 食

母レ禮記 母レ分ツニ多キヲ求ムル

王養棗栗

晋ノ王養年數歲ノ時祖母諸孫姪ヲ集メ棗栗ヲ牀ニ散ズ群兒競フテ之ヲ取ル養獨

リ動カズ祖母共故ヲ問フ養

對一ノ日外取テスシテ自テ
當サニ賜モノヲ得ベシ

⑦ 尊者ノ前ニ居ル時他人來

テ用事アラント思ハヽ其坐
ヲ退クベシ 日新館童子割

⑦人書信ヲ附セバ閔萩沈滯

スペカテズ人ト並ビ坐シテ

人ノ私書ヲ窺フベカラズ

八醍醐天皇群臣ヲ見ル毎ニ

温顔ヲ以テシテ曰ク已ヲ持
ケレハ嚴格ナレキ、人言

ヲ盡シ難シ故ニ朕常ニ溫顏

ヲ以テ諫者ヲ來シ天下ノ得

失^ハ知^ルテ^ントスルナリト
⑧客來タラバ我位ヨリ昇シ

キ人ナリ凡早ク出テ對スベ

客ヲタシク待タシムルハ無
小早多半監角

六 人と飲食する時は甘美を貪ることなかれ
ウマキセノ カンミ ミ
楊椒山遺属

七 人の隠す事を聞くき出し或は窺ひ見るべからず
カク いのく あそぶ うかぐ らく ひむく
日新館 童子訓

八 人を待には厳に過ぎべからず。是人を安んずるの法なり
モツシキシテ ひじき はるひ ほり ほり

(六) 人と飲食する時
は甘美を貪ること
なかれ 楊 椒 山 遺 屬
人の隠す事を聞
き出し或は窺ひ見

日新館 童子訓
さべからず まつ はるひ
過ぐべからず。是人
人を待には嚴に

八
人を待には厳に
過ぐべからず是人
を安んずるの法な

過ぐべからず是人
を安ん^{やす}するの法な^は

り省讐錄

シ久シク待タシムヘカラズ
禮ノ至リナリ大和俗訓

醜醜帝溫
頗諫ヲ聞
キ玉ノ事

小學多聲監甫

卷之五

八
卷之二
官

(八) 凡客タルモノハ故アルニ非ザレバ緩坐シテ時ヲ費シ主人ヲシテ倦怠セシムベカラズ 慎思錄

第三和親

(一) 凡家ヲ治ムルニ先ヅ父子兄弟夫婦ノ三親ヲ厚クスベシ古語ニ父子親シミ兄弟和シ夫婦正シキハ家ノ肥エタルナリト云ヘリ 家道訓

(一) 人ノ家興廢スル所以ノ者

ハ禮義ノ有無ト子孫ノ賢否如何トニ在ルノミ子孫果シテ賢ニシテ禮義果シテ明ナレバ則父慈ニ子孝ニ兄ハ友ニ弟ハ恭ニ夫義ニ婦ハ聽ニシテ和氣堂ニ滿ツ何ノ富貴力之ニ如カン陸梅亭

(一) 子弟ノ賢ナルハ必内ニ賢父兄アリ外ニ賢師友アルニ由ルモノナリ 張佩菴

(二) 何レノ中モ争ハザルガ肝要ナレ庄就中兄弟ノ間ハ一紙半錢タリトモ争ハザルヲ先トスベシ財ヲ争ヒ得タリトモ兄弟ヲ失ハズ人タル甲斐アランヤ争ナキ兄弟ハ金

(一) 父母共に存一兄弟故なまは一の樂 サハリ

孟子

みなり

(二) 兄は弟惡しとて愛を薄くす可からず。弟は兄惡一とて

銀ノ寶ニ勝ル寶ナラズヤ

童蒙訓

不敬ある可からず

初學訓

泉仲愛田
ヲ争フ兄
弟ヲ化ス
ル語

三備前ノ國ニ兄弟田ヲ爭フ者アリ更相訴訟ス藩主池田光政泉仲愛ヲシテ之ヲ決セシム仲愛命ヲ受テ歸リ兄弟ヲ一室ニ置キ與ニ飲食セシメ與ニ沐浴セシム夜分ニ至ルマデ断セス兄自ラ悔イテ弟ニ謂テ曰ク今争フ所ノ田ハ相俱ニ耕耨セバ何如弟曰ク固ヨリ欲スル所ナリト之ヲ仲愛ニ告ウス仲愛悅ンテ曰ク善ニ裁ト乃チ教フルニ連枝相伐ラザルヲ以テシ且ツ陳スルニ禍福ノ義ヲ以テス兄弟歎歎シテ出ヅ遂ニ天倫ヲ全クスト云フ

三家ヲ能ク保ツト能ク保タザルトハ夫ノ德不德ノミニ在ラズ又妻ノ行ヒノ善惡ニ依レリ家道訓

三西諭ニ曰ク夫ノ賢愚ハ妻ヲ見テ知レ

三心志高潔ナル婦人ハ其夫

ノ品行ヲシテ自ラ貴カラシメ性質卑汚ナルモノハ必其夫ヲ化シテ自ラ賤カラシム

醜婦白
絲闇ヨ
慎スル話

(三)夫は和義を以て妻を倡ふ道とす妻は順正の一徳を以て夫に事ふる道とす

三長門ノ瀧鶴臺學識德望並ビ高シ同族某氏ノ女ニ面貌極メテ醜黒ナル者アリ笄スルニ及テ之ヲ娶ル人アルヲナシ其父兄之ヲ憫ミテ曰ク

す

若シ汝ヲ娶ル者アラバ賤人ト雖モ嫁スルヲ許スベシ
 ト然凡女ハ反テ其耦ヲ選ビ常ニ人ニ語テ曰ク鶴臺先生
 ノ如クナル人ヲ得テ所天トセバ我ガ願ヒ足ルト人皆之
 ヲ晒ヘリ會鶴臺此語ヲ傳聞シテ曰ク是我が知已ナリ必
 能ク内ヲ治メント遂ニ之ヲ娶ル女既ニ龍氏ニ嫁シ其言
 動婉順聽從ナラザルナシ鶴臺客ト語レバ婦人常ニ屏後
 ニ在テ之ヲ聽ク談或ハ忌諱ニ觸ル、モノアレバ則之ヲ
 諫止ス一日周旋ノ間忽チ赤絲團アリ其袖ヨリ出テ地ニ
 墜キタリ鶴臺恠テ之ヲ問フ婦人赧然トシテ曰ク妾ガ愚
 ナル平日ノ行爲悔ユベキ者多シ心ニ其過ヲ少ナクセン
 ト欲ス因テ赤白二個ノ絲團ヲ製シ常ニ之ヲ兩袖ニ藏ス
 若シ不良ノ念起レバ則チ赤絲ヲ結ビ若シ善念アレバ則
 チ白絲ヲ纏ス初メ一二年間ハ赤團益大ニシテ白團ハ依
 然タリ由テ惕然反省シ益戒慎ヲ加ヘシニ今ハ赤白二團
 大サ相等シ是亦良人薰陶ノ致ス所ナリ但未ダ白團ノ赤
 團ヨリ大ナルヲ見ザルノミト更ニ一ノ白絲團ヲ袖中ヨ
 リ出シテ之ニ眎シケリ

(四)子弟ヲ教ヘ戒メテ愛ヲ過ゴサズ彼是ニ付キテ愛憎ノ
 私ナク子弟ヲ導キ禮ヲ勤ノ
 書ヲ讀ミ藝ヲ習フニ怠リナ
 カラシムベシ凡子弟ノ教ハ
 必嚴正ナルベシ家道訓
 (四)奴婢尤治メ難シ是ヲ使フ
 ニ道アルベシ遠ザケテ嚴ナ

に勝る

(四)西諺に曰主人の 一眼ハ奴僕の四眼

レバ怨ミ背ク近ヅケテ忽セナレバ驕リ怠ル恩愛ヲ以テ懷ツケ禮法ヲ以テ正スベシ家道訓

⑤一家ノ人ハ一株樹ノ如シ根タリ幹タリ枝タリ葉タリ大小固ヨリ不同アリ都ベテ氣脈ノ貫通スルヲ要スレハ方ニ能ク長養ス然ラザレバ必枯槁スルモノナリ富徳錄

五宋ニ劉宰ト云フ者アリ月且毎ニ必茶果ヲ治メテ宗族ヲ會シテ曰ク今日ノ集會ハ徒ニ酒食ヲ以テ禮ヲ爲ニ非ザルナリ凡宗族ノ相睦シカラザルハ多クハ情意ノ相通

主人は一家の模範あり我能く勤めば衆何ぞ敢て惰ら

人願體集

セズシテ間言ノ入ルヨリ起ルナリ今日相會飲シテ善アレバ相告ゲ過チアレバ相規シヌ故アリテ相牴牾スル者モ彼此一見シテ從容談笑ノ間ニ其疾障ヲ相忘ルレバ豈小補ナカラシヤト若シ至ラザル者アル片ハ必再三之ヲ招テ曰ク寧口適來ラザル片吾ヲ顧ミザルトナカレト是ヲ以テ其宗族能ク相協親セリ

⑤子能ク其父ヲ尊崇シ且其命令ニ聽從スル片ハ父モ亦其子ヲ尊敬セザルベカラズロフク

五往昔亞米利加ニ「ヒウ」ト云ヘル商人アリ其資產素ヨリ薄ク而シテ商業ニ投機ノ術ヲ幸ニシテ商業ニ投機ノ術ヲ

夫は外を治める職分は内を治むる職分

マリーテ女
家事ヲ理
夫ニ助
スル話

失ヒ大ナル損失ヲ烏シ其生

なり

家道訓

計モ殆ント蹙迫セリビウハ

大ニ之ヲ憂ヘ苦タリ然ルニ其妻「マリー」ハ家中經濟ノ事ニ熟シタルモノニテ或日夫ニ向ヒ君が屢々商利ヲ得ル能ハザルハ家中ノ細事ニ心ヲ煩ハス故ナルベシ今ヨリ妾一層勉強シテ專ラ家事ヲ理メン顧クハ良人内事ニ顧慮スルト勿レト此ヨリビウハ商業ニ勉強シテ數年ノ後既ニ傾カントスル家屋ヲ挽回スルヲ得タリ

(六)婦人ト小人ノ言奴婢ノ讒言間言ヲ聞ク可カラズ父子兄弟夫婦ノ至レル親シミモ是等ノ人ノ間言ヲ信ズレバ必不和ニナル(家道訓)

七元ノ王元伯ハ四世爨ヲ異ニセズ家人百餘口間言ナシ

王元伯四
世同爨百
口親睦ノ
諸

内睦ドき者は家 外睦ジき者は家

七 内睦むつま
外睦むつま

省心襟
言

日ニ諸女諸婦ヲシテ各一室ニ聚リ女工ヲ爲サシム業畢レバ歛メテ一庫ニ貯フ室ニ私藏ナシ幼兒啼泣スレバ諸母見ル者即チ抱哺ス一婦歸寧シテ其子ヲ留ム衆婦共ニ乳ス孰カ已レノ兒タルヲ問ハズ兒モ亦孰ガ已レノ母タルヲ知テザルナリ兄宣伯卒ス即チ家事ヲ以テ姪軌ニ付ス軌辭シテ曰ク叔父アリ宜シク之ヲ主ドルベシ元伯曰ク姪ハ宗子ナリ姪宜シク之ヲ主ドルベシトテ相讓ルト既ニ久シ率ニ以テ軌ニ付ス縉紳ノ家自ラ謂フテ如カズトナス至元ノ間其門ニ旌表ス

第四 反省

司馬溫公
記
善ヲ筆
スル事

(一) 人ノ善ヲ聞ケバ則倣ヒテ
而シテ之ヲ行ヒ人ノ惡ヲ聞
ケバ則省ミテ而シテ之ヲ戒
ム能ク是ノ如クナレバ則允
人ニ學ブ所ノ者皆我一已ノ
善トナル牧民心鑑

(二) 司馬溫公賓客ニ對シ賢愚
長幼ヲ問フトナク悉ク疑事

ヲ以テ之ニ問フ草簿筆數枝
アリ常ニ坐間ニ置ク苟モ序

善アレバ手ニ隨テ之ヲ錄ス
字皆端謹ナリ率子以テ常ト
ス

(三) 不善人ハ人ノ共ニ惡ム所ナレ既然レ既亦人ニ益アリ
大抵不善人ヲ見レバ則警懼シテ自ラ不善ヲ爲スニ至ラ
ズ譬ヘバ磬石ノ如シ彼自ラ銷損スルノミ刀斧ハ之ニ資
テ以テ利及ト爲ル世範

(二) 善ニハ善報アリ惡ニハ惡報アリ善惡報ナキハ時節未

ダ

至

ラ

ザ

ル

ナ

リ

車林廣記

(三) 人ノ善ヲ爲スヲ見レバ我必之ヲ愛ス我能ク善ヲ爲サ
バ人豈ニ我ヲ愛セサランヤ
人ノ不善ヲ爲スヲ見レバ我

(三) 人の己を愛せん

(一) 人の錯れる處を
見ては時々我身を
返り觀るべし程漢舒

鏡とす 墨子

必之ヲ惡ム我苟モ不善ヲ爲
サバ人豈ニ我ヲ惡マザル者
アランヤ 王陽明

バ 我愛ノ未ダ至ラザル故ト
思フベシ人ニ禮シテ人我ニ
無禮ナラバ 我禮ノ未ダ至ラ
ザル故ト思フベシ大和俗訓

日美麗ナル衣裳ヲ縫ヒタル
片象來リテ窓ヲ窺フニ戯レ
ニ針ヲ以テ不意ニ其鼻ヲ刺

シタルニ象直ニ退キ川水ヲ
其口鼻ニ含ミ來リ彼人ニ注
キカケタレバ彼衣裳ヲ漫汚
ト笑レタリ

四 西譯ニ曰ク曲レル杖ニハ曲レル影アリ

て生す ソクラテス

(四) 神は惡によりて
死を福せし

國語

晋ノ趙盾首山ニ田シ翳桑ル其病ヲ問ヘバ曰ク食セザムルニ其半ヲ舍キテ食セズ之ヲ問ヘバ曰ク官學スル三年未ダ母ノ存否ヲ知ラズ今家ニ近シ請フ以テ之ニ遺

五 善を爲せば則善
應じ惡を爲せば則
惡報ぞ名を成し身

木二舍リ一人ノ餓エタルヲ見
五 善を爲せば則善

趙盾餓人
ヲ救ヒテ
命ヲ全ク
スル語

二、復讐セ
テル、話

ラント盾之ヲ盡クサシメテ
簞食ト肉ヲ橐ニ置キテ之ヲ
與フ後晋侯盾ノ驟諫ムルヲ

疾ミ饗シテ之ヲ殺サントス
侯ノ介士一人戟ヲ倒ニシテ盾ヲ救ヒ之ヲ免レシム盾其
故ヲ問フ對ヘテ曰ク翳桑ノ餓人ナリト其名ト居トヲ問
ヘバ告ゲスシテ退ケリ餓人
ハ晋ノ人ニシテ靈輶ト云フ
者ナリキ

⑤常ニ心ノ中ヲ省ミテ一点

ノ私欲邪念アラバ早ク去ル
ベシ譬ヘバ田ヲ作ルニ莠ヲ

去ラザレバ水ヲ灌ギ肥シテ
モ莠ノミ茂リテ苗ニ益ナシ
先ヅ莠ヲ去テ水ト肥シヲ用
フルガ如シ大和俗訓

⑥心ハ身ノ主ニテ万事ノ根
本ナリ此故ニ心正シカラザ
レバ身修マラズ大和俗訓

⑦人ノ病ヒハ其田ヲ舍テ、
人ノ田ヲ芸ギリ人ニ求ムル
所ノ者重クンテ自ラ任ズル
所以ノ者輕キナリ孟子
⑧人能ク已ニ反スレバ則四

を滅ぼは惟自ら之ほろほ
を取るなり省心
雜言

六 身を守る心のせ
きし正一くば

世にひがことの

いかで出こむ

春葉

七 人を欺かざる者

集

は人ハ心亦敢て欺か
ず人ハを欺く者は却
て人の欺く所とあ

る 言志晚錄

通ハ達皆坦途ナリ若シ常ニ人ヲ責ムルヲ以テ心トスレバ則足ヲ擧グレバ皆蕭森ナリ
批評警語

第五 養生

(三) 居室王庭中モ常ニ掃除シテ潔クスペシ斯ノ如クスレバ氣ヲ養ヒ心ヲ潔クス暗ク穢ラハシケレハ心氣ノ養トナラズ家道訓

(三) 人烟稠密ニ屋宇卑狹ナレバ人ツ子ニ疫癆ニ死ス須ク多ク窓戸ヲ開キ高リ地盤ヲ

填ノ日ニ洒掃ヲ勤ムベシ左スレバ自然ニ安居シテ恙ナルベシ全體新論

(二) 健康の福は財宝よりも大あり

(三) 我身朝夕飲食ノ奉養ハ軽クシテ身ヲ勞動スベシ奢テ酒食ノ美ヲ好ミ怠テ身ヲ安逸ニス可カラズ斯ノ如クスレバ第一徳ヲ養ヒ次ニ身ヲ養ヒ次ニ財ヲ養フ三ツノ益アリ家道訓

(四) 飲食淡薄ニシテ身ヲ勞動スレバ食氣滞ラズ氣血環り

一 天下我身より親しきものはあし此人身の貴重をき
タトベ　ネモニス
所以なり 自　娛　集

財宝は健康に由て得らるべ健康は財宝を以て求む可からず ジョンソン

庖人鶴ヲ
割キテ攝
生之道ヲ
悟ル話

脾胃破レズシテ生ヲ養フニ
四室町氏ノ時ニ一庖人アリ
宜シ程伊川

庖人善クスルヲ以テ眷注
セラル其齡百有餘歳ニシテ
狀貌則チ少壯ノ人ノ如シ或

人問テ曰ク子豈不老長生ノ

術アルカト庖人笑テ曰ク是
難事ニアラズト一大些ノ字

ヲ書シ之ニ與ヘテ曰ク余刀

姐ニ從事スルゝ數十年諸鳥ヲ宰割スルモノ年ニ幾千匹
ナルヲ知ラズ嘗テ試ミニ其食囊ヲ檢スルニ鳬鳴鴻雁ノ

屬ハ充實飽満セザルナシ獨リ鶴ニ至テハ其食囊ノ容ル
所率七八分ニ過ギズ我是ニ於テ初メテ其千年ノ壽ヲ
保ツ所以ヲ知レリ我亦是ニ於テ初メテ人壽ノ節養ニ原
ヅク所以ヲ知レリ爾後凡ソ口腹ノ欲スル所一二些ノ字
ヲ持シテ其限量ヲ失ハズ以テ今日ノ壽ヲ致セルナリト
好ム所ヲ以テ身ヲ害フ勿レ嗜欲ヲ以テ生ヲ妨グル

ト勿レ説苑

五 飢渴ハ人ヲ害スルゝ少ナ
ク大食ト暴飲ハ能ク人ヲ致
ス、コルナロハ放蕩ノ朋友ト

ス 西漢

ニルナロ
食ノ常シ
長命ノ事

(五) 餓渴ノて食ひ渴し
饑ゑて食ひ渴し
て飲むは生を養ふ

ウエナイスノ一貴族ロイ
童子習

小學修業監本

卷之五

十六

聖文館

(三) 身を養ふは慾を
寡くするに若くは
無し 王昭素

(四) 慾多ければ則生
を傷ふ 省心譟言

交リテ四十歳ニ至ルマデ過飲飽食シテ之カタメニ常ニ多疾ニシテ快樂ノ日少ナカリシガ醫師ノ諫説ニ從フテ惡習ヲ一變シ嚴ニ飲食ヲ節シタレバ其効驗著ニシテ一年ヨ待スシテ疾病悉ク治シテ健康ノ人トナレリ之ニ因テ益適度ヲ守リ一日ニ實物十二「^フ」ンス淡薄ノ酒十四「^フ」ンスヲ用ヒテ定量トセリ此量ハ稍少ニ過ギテ恐クハ尋常ノ人ニ適セザルベシ「^コルナ」之ニ依テ強健長壽ヲ樂ヌリ七十歳ノ時誤リテ高キ所ヨリ墜テ手足ヲ打撲シタリシガ斯ク老年且大傷ナレバ尋常ノ人ニ在テハ必不具廢物トナリ或ハ死ニ至ルベキニ不日ニ全治シテ故ニ復シヌ八十三歳ニ及ビテ尚獨リ山ニ登リ馬ニ乗リ神氣活潑トシテ小説ヲ書キ間々兒輩と共に翔り奔り戯レ遊

ベリ九十八歳ニ至リテ安靜ニ死シ後世ニ節度ヲ守リテ大壽ヲ得タル監戒ヲ遺セリ

(六) 每夜睡眠ハ以テ日間ニ費ス所ノ精神欠乏セルヲ補フモノ故ニ快ク眠レバ翌日ニ精神爽健ナリ若シ連日眠ヲ欠ケバ疾病ヲ生ズベシ大率睡眠時間ハ七時間ヨリ九時間ニ至ルヲ以テ常度ト爲ス
弗氏

(五) 若カキ子弟ノ輩ハ家事ヲ能ク勤メテ怠ラゞ父兄ノ勞ニ代ハルベシ
家道訓

(六) 身ヲ勞スレバ艱難勞苦ニ堪ヘテ忠孝ヲ行ヒ學問藝術ヲ習フニ勤メヨシ若シ身體

**勤むべきを勤め
す臥をとを好み身
を休め怠て動かず**

ヲ勞動セズシテ安逸ニ習ハ
ベ艱難ニ堪ヘズシテ忠孝ノ
勤メヲ苦シミ學問技藝ニ怠

董人所著之學問技藝二急
力ナ助 家道訓

吉野山

(七) 天ノ生ズル所地ノ養フ所
惟人ヲ大ナリトス父母全フ
シテ之ヲ生ム子全フシテ之
ヲ歸ス孝ト謂フベシ其體ヲ
虧ガス其身ヲ辱シメザルヲ
全フスト謂フベシ故ニ君子
ハ頃歩ニモ敢テ孝ヲ忘レザ
ルナリ禮記

七 高き木に上ると
勿れ一たび蹉^{まづ}きて
墜れば肢體^{カラダ}養を失^フ
ふ

張氏身体ノ毀傷ヲ
悉ル、事

七 明末ニ張某ナル者アリ膽
勇ヲ以テ名ヲ得タリ然ルニ
某幼稚ノキ童子ト遊ブニ他
ノ童子等危険ノ事ヲ爲ント
スレバ毎ニ走リテ家ニ歸レ
リ他ノ童子ハ皆嘲笑シテ以
テ怯懦トナセリ或人曾テ之
ニ謂テ曰ク汝常ニ怯懦ヲ以
テ他ノ童子ニ嘲笑セラレ何
ヲ以テ恥ギザルヤト張曰ク
吾怯懦ナルニ非ズ徒ラニ身
體ヲ毀傷スルヲ恐ル、ナリ

ふ 童子習 深き淵を窺ふと勿
れ一たび墜て溺る わば
れば永く其身を失

八 身體髮膚之を父
はつぶ

ト當時之ヲ聞ク者皆之ヲ歎
賞セリ後果シテ膽勇ヲ以テ

稱セラレタリ

⑧上帝ヲ敬信シ吾身ヲ恭敬
スルハ凡百ノ事業ノ根源ナ
リ_{神尔敷}

⑧人ノ身ハ天地父母ノ惠ヲ
ウケテ生レ又養ハレタル我
身ナレバ我私ノ物ニ非ズ天
地ノ賜モノ父母ノ遺セル身
ナレバ慎シデ能ク養ヒ歎ヒ
傷ラズ天年ヲ長ク保ツベシ

傷ぶらざるは孝の
始めあり

身を立て道を行ひ
名を後世に揚げ以
て父母を顯_{アラハ}とは孝
の終りあり

_{孝經}

是天地父母ニ事へ奉ル孝ノ本ナリ_{養生訓}
八周ノ時樂正子春ト云フ人アリ堂ヨリ下ルトキ過チテ
足ヲ傷ケタリ其創瘳ヘシ後數月ヲ經レドモ戸外ニ出デ
ズ門人怪ミテ故ヲ問フ子春曰ク爾ノ問ヒ甚善シ予其故
ヲ語ラン夫レ子タル者既ニ父母ニ完全ノ身體ヲ受ク故
ニ亦完全ニシテ身ヲ終ヘザル可カテズ然ルニ予今過チ
テ足ヲ傷ケタリ創既ニ瘳ルト雖云父母ニ對シテ恐レザ
ル可カラズ是ワガ憂テ戸外ニ出デザル所以ナリト

第六 改過

①善ニ從フハ登ルが如シ惡
ニ從フハ崩ル、が如シ

①一日々行ふ事毎に

樂正子春
創
外
詔
出
セ
ガ

許衡無主
ノ梨ヲ取
テザハ詰

(一) 善ヲ見テハ速ニ行ヒ惡ヲ
見テハ忽チ避ケヨ 童子教

〔元ノ許衡嘗テ暑中ニ河南
ヲ過グ暁キト甚ダシ道ニ梨

アリ衆争ヒ取リテ之ヲ食フ衡獨リ樹下ニ危坐シテ自若
タリ或之ヲ問フ衡曰ク其有ニ非バシテ之ヲ取ルハ不可
ナリ人曰ク世乱レテ此レ主ナシ衡曰ク梨主ナキモ吾心
獨リ主ナカテニヤ一蓬ニ之ヲ取ラズ

(二) 惡シキ事ニ久シク染ミ又
レバ其僻事ヲ知レビ罷メ難
シ始メニ擇ビテ早ク改ムベ
シ初學訓

(二) 過るは則改むる
に憚もがると勿れ 論語

ロベルト
西人過ニ
ベルト
ランク
タル

(一) 二人ノ善ヲ見テハ我モ行ハント思ヒ人ノ不善ヲ見テハ
我が身ヲ省リミテ其如クナル不善アラバ改ムベシ此ノ
如クスレバ人ノ善惡ヲ見テ皆益トナル 童子訓

(二) ロベルト「ランクト共ニ犬ヲ美シ戯レタルガ牛乳ノ
瓶ヲ覆ヘシ瓶破レ乳汁コボレタリニ兒相見テ大ニ驚キ
如何セント云フニ「ランク」曰ク我等母ニ告テ之ヲ謝ス
ベシ母常ニ過ヲ隱ス勿レト云ヒタリ「ロベルト」曰ク我
モ亦共ニ往カシ誓ク待ツベシト已ニメ今往ント呼ビケ
レバ「ロベルト」曰ク今且ク待ツベシ我レ未ダ往クヲ得ズ
ト「ランク」遂ニ獨リ往キ過ヲ謝シタリ「ロベルト」ハ猶豫
シテ往カズ反テ罪ヲ犬ニ歸シタルガ事遂ニ覺ハレ狀ヲ
被リタリ

(三) 人誰か過あから
ん過て能く改むる
は善これより大な

るはなし 左傳

泰時訟ソ
事
者ヲ賞ス
ト
泰時訟ソ
事
者ヲ賞ス

(三) 我人聖人ニアラ子バ誰カ
過ナカラン唯一念發起シテ
已が非ヲ改ムレバ今日ヨリ
シテ善人ナリ譬へバ道ニ踏
ミ迷ヒタル人ノ一タビ足ヲ
轉シテ引返セバ直チニ本道
ニ出ルガゴトシ六論行義大

三北條泰時政ヲ聽ク日訟獄

アリ甲既ニ口ヲ極メテ已が理ヲ申陳ス乙者乃チ要ヲ執
テ對スルニ及デ甚グ辭アリ甲者憮然トシテ覺エズ大息
シテ曰ク吁吾屈セリト聞ク者嗤笑ス泰時獨リ感賞シテ
曰ク然テ過ヲ知レモ改ムルヲ憚リ遁辞シテ已マザ

ルモノ多クハ是訟者ノ情ナリ吾訟ヲ聽ク久シ未ダ曾
テ此人ノ如ク真率ニシテ過ヲ改ムルニ吝ナラザル者ヲ
見ズト遂ニ乙者ニ諭シテ其理ヲ中分セリ

(四) 亞米利加國ニ「ヒリップ」ト曰フ者アキ其兄弟數人アリ
ヒリップ最モ幼ナリ一日其母衆兒ヲ爐邊ニ集メ之ニ脩
身ノ談ヲ爲シテ曰ク往時某處ニ其室ニ於テ球ヲ投擲ス
ルヲ禁セラレタル童子アリ
然ルニ此童子其謙ニ違ヒ過
チテ美麗ナル鏡面ヲ碎キシ
ガ自ラ謂ラク今之ヲ知ル者
ナシ若シ他日此ヲ詰問セラ
ルレバ亦吾ニアラズト曰シ
の過失は已の師匠

(四) 西諺に曰後悔は
愚者の鞭又曰他人

ノミト之ヲ其父母ニ告ゲザリシ汝等其舉動ヲ以テ如何
トスルヤ皆曰ク事實ヲ告グルニ若カザルナリト獨リヒ
リツブ黙然トシテ答へズ忽チ地板上ニ卧シテ號泣セリ
其女兒等怪テ故ヲ問フニ肯テ答へズ母又獨り之ヲ室内
ニ招キ徐カニ之ヲ問フヒリツブ乃拜謝シテ曰ク見物日
啞筒ノ傍ニ水呑ヲ置キ過チテ之ヲ破碎セリ當時之ヲ知
ル者ナケレバ竊カニ之ヲ隱匿シ爾後嬉遊ニ恥リテ之ヲ
告ゲザリシガ今母君ノ談ヲ聞クニ及ンデ中心衝クガ如
ク痛苦自ラ禁ゼズ故ニ泣ケリト

(五) 我身聖人ニアラズ過多キハ宜ベナリトテ過ヲ知リナ
ガラ改メザル人ハ無下ニ道
ニ志ナキ人ナリ箇様ノ志ナ

キ人ニ傲ヒテ我過ヲ怒ルズ
ベカラズ大和俗訓

六 フランクリン曰ク園圃ヲ

清潔ニナス者一時ニ園中ノ

フランクリン
自ラ過ヲ
懊スル事
簿記シ戒

(五) 善も積ざれば以
て名を成しに足ら
ず

易經

六 每日一の善事を
知り、一の善事を行
ひ。小を積て止まざ
れば、必大よ至る可
能性
ハ力及バズシテ終ニ其業ヲ
全廢スルノ恐アリト雖モ先
園中ノ一隅ヨリ之ヲ始メ其
終ルニ及テ然ル後復他所ニ
及ボシ漸々遂フテ業ニ進ム
片ハ其業ヲ成就スルヲ得
ベシ吾今我不德ヲ一時ニ除

去セント欲スト雖モ必其志

ヲ遂グルヲ能ハザルヲ悟リ

是ニ於テ毎日我過アル毎ニ其記號ヲ此簿冊ニ附シ日々

其記號ノ數ノ減ズルヲ以テ樂トス若シ漸ヲ遂ヒ德ニ進

ミ數百日ヲ經ルノ後此簿冊ノ白紙ノミトナルヲ得バ

我悅又殊ニ大ナラント

司馬光父
守
事
記
語
事

七 童子訓

○善を見ては則遷
り。過あれば則改む
るは大勇と謂べし

宋ノ司馬光五六歳ノ時胡桃ヲ美ス女兒爲メニ其皮ヲ脱セント欲スレモ得ズ女兒去ル後一婢湯ヲ以テ之ヲ脱ス女兒復タ來リ胡桃ノ皮ヲ脱セシ者ヲ問フ光曰ク自ラ

脱スルナリ其父適々之ヲ見テ呵シテ曰ク小子何ゾ謾語スルヲ得ント光是レヨリ最テ謾語セズ後誠ノ工夫ヲ學者ニ授ケテ曰ク妄語セザルヨリ始ルト

○人ノ過失アルヲ見テハ他人へ廣ク露見セヌ様ニ言ヒ隱シ漸々ニ改メサセ又人ノ少コシニテモ善事ヲナスヲ見バ愈善心ニ進ム様ニ人ニモ吹嘘シテ取りハヤズ様ニスベシ和語隆鷹錄

洪覺山

第七 戒慎

○言ヲ慎ムハ乃チ學ヲ爲ス
第一ノ工夫ナリ 薩文音

○世に處をるは多

○一口ニ信セテ妄ニ談ズル者
ハ風狂ヲ病テ自ラ覺エザル
ガ如シ讀書錄

○二言ヲ慎ミテ一言ヲ出スニ
モ能ク思案シテ言ヘバ言語
ハ自ラ寡シ無理ニロヲ閉ダ

テ言ハザルニハアラス俗訓大和
○三西謙ニ曰ク先ツ考ヘテ而
ノ後ニ施セ

板倉勝重京尹ト爲リシ時
重宗重昌ノニ子留リテ江戸
ニ在リ徳川家光ニ子ノ識力

ると少し レツシング

テ之ヲ決セシメシニ重宗ハ
三日ヲ經テ案ヲ具ヘント乞フ重昌ハ立口ニ斷シ曲直判
然タリ斯テ三日ノ後ニ兄ノ狀ヲ獻ズルヲ見ルニ其判決
ハ弟ト同ジカリシカバ人皆弟ヲオアリト謂ヘリ勝重江
戸ニ朝スルニ及ビ家光之ヲ説キ出セシニ勝重對ヘケル
ハ重昌が智ノ及ブ所ヲ重宗ノ心得スバナシ但鉤命ノ
尊嚴ト決獄ノ重事トヲ思ヒ三日ニシテ後ニ案ヲ具フ斯
ル慎重ノ心懸ハ重昌ノ遠ク及バザル所ナリト後重宗京
師ノ所司代タルト三十年ナリシガ世ニ良吏ヲ以テ稱セ
ラレ獄ヲ治ムルト尤公正ナリ常ニ法衙ニ出ヅル時ハ遠
ニ愛岩ノ神ヲ拜シテ曰ク某敢テ私ヲ行ハズ萬一事ノ私

言を戒む言多けれ
ば必失あり 治家格
言を出そには必
行を顧る 張思叔
座右錄

三 先つ施して後よ

(四) 喜び出ヅルトアラバ神ノ靈ヲ以テ速ニ死ヲ賜ヘト警ヘリ
ノ爲メニ心ヲ傷ナル、ト勿レ大和俗訓

スベカラズ薛文清

(四) 喜び時ノ言ハ誠寡ク怒ル時ハ特ニ言語ヲ慎ミテ喜怒
ノ爲メニ心ヲ傷ナル、ト勿レ大和俗訓

(四) 惠盡キテ言止ムハ天下ノ至言ナリ義東坡

(四) 西諺ニ曰ク拙ク行フハ巧ミニ言フニハ勝ル

(五) 凡父兄師友ト道フベカラザル者ハ爲スベカラズ凡父

兄師友ト爲スベカラザルモノハ道フベカラズ畜德錄

(五) 君子ノ事ニ於ケルヤ其行ハザルヲ得ザル所ヲ行ヒ其

止メザルヲ得ザル所ヲ止ム

言ニ於ケルヤ其語ラザルヲ得ザル所ヲ語り其黙セザル

ヲ得ザル所ヲ黙ス故ニ尤メ寡シ悔イ寡シ呂新吾語錄

(六) 鄉里人物ノ長短ヲ論ジ鄙俚無益ノ談ヲ爲ストナカレ

五種遺規

(六) 耳人の非オチドを聞か

い
欲せば言ふと無き

人の知ると無きを
まよ如くはなし

枚乘

に如くはなし

(六) 古人ノ是非ハ之ヲ品評ス
ルモ可ナリ今人ノ善惡ハ之ヲ妄議スル不可ナリ恨ヲ取
ルハ多ク妄議ニ在リ言志

(六) 人ノ譽メ毀リヲ聞テ能ク
察ス大シ智ナキ人ノ譽メ毀

リハ必信ズベカラズ大和俗訓

(七) 人ノ隱事ヲ言ヒ人ノ短ヲ
謗リ人ノ事ヲ難シ人ノ耻ヲ
許ク者ハ終ニ禍ヲ招キ身ヲ
亡ボスニ至ルナリ大和俗訓

(八) 罷言人ヲ罵レバ人必汝ヲ

罵ル強キヲ恃ミ人ヲ凌ゲバ
人亦汝ヲ凌グ童子習
(八) 爰ニ出タルモノハ爾ニ反
ルモノナリ孟子
(八) 人ヲ謗リテ假令ヒ理ニ當
ルモ厚キ道ニ非ざ況シヤ實
過ゲルヲヤ初學訓
(八) 人ヲ誹リテ人知ルマジキ
ト思フハ愚ナリ惡事千里ヲ
行ク理アリ又壁ニ耳アリト
思フベシ中ニ就キテ君上ヲ
誹ルハ大不敬ニシテ其罪大

す。目人の短を視ず
口人の過を言はず

省心錄

(七) 西諺に曰聞まし

だけ信ぞるふ知れ
るだけ語るふ

(八) 人を譏れば人亦
我を譏る故に人を
譏るは即ち自ら誹
るなり

大和俗訓

(九) 一言の過も莫大
ばくだい
タイソウ

ナリ 初學訓

(九) 人生家ヲ喪ヒ身ヲ亡ボス
ハ言語其八分ヲ占ム 呂新吾
小兒語

(九) 身ヲ終ルマデ善ヲ為シ一
言ニシテ之ヲ敗ル慎マザルベケンヤ孔子家語

(九) 假初の言の葉糞よ風たちて
露のふれ身のおきよころなま 學道叢書

失も終身の憂とあ
一 シヤウ
ることあり 大和俗訓

小學修身鑑補卷五終

定價金八錢
紙數枚

明治二十年二月八日版權免許
同 年六月 日刻成

福岡縣士族

吉田利行

定價金八錢
紙數枚

福岡縣福岡區福岡
濱ノ町二十二番地

同縣平民

右田喜久郎

同縣同區博多掛町
十一番地

出版人

